



# 埼玉県報

第464号  
令和5年(2023年)  
11月10日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 人事給与管理システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 埼玉県土地利用基本計画の変更(土地水政策課)
- 埼玉県自動車税(種別割)等コンビニエンスストア等収納代行業務委託に関する落札者等の公示(税務課)
- 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価事後調査書の縦覧(環境政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 彩の国映像情報発信システムサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(商業・サービス産業支援課)
- 安戸・田宮土地改良区の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請(農業ビジネス支援課)
- 保安林の指定予定(森づくり課)
- 寄居都市計画道路事業の事業認可(道路街路課)
- 廃川敷地等の公示(河川環境課)
- 蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 蓮田都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 加須都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 深谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 本庄都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 川越都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 和光都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)

課)

- 所沢都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 一般国道 254 号の区域の変更 (朝霞県土整備事務所)
- 県道本庄妻沼線の区域の変更 (熊谷県土整備事務所)
- 県道本庄妻沼線の供用の開始 (熊谷県土整備事務所)
- 県道新堀尾島線の区域の変更 (熊谷県土整備事務所)
- 県道新堀尾島線の供用の開始 (熊谷県土整備事務所)
- 県道児玉町蛭川普濟寺線の供用の開始 (熊谷県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
人事給与管理システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年9月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4丁目1番16号
- 5 契約金額  
74,365,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

## 告示

### 埼玉県告示第千三百二十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 試験種目

第六回自衛官候補生試験

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

#### 三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

#### 四 募集期間

令和五年十一月十四日（火）から令和五年十二月一日（金）まで

#### 五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

#### 六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和五年十二月八日（金）から同月九日（土）までの間の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和五年十二月十六日（土）から同月十八日（月）までの間の一日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

ロ 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

八 採用予定時期

令和六年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール [hq1-saitama@pco.mod.go.jp](mailto:hq1-saitama@pco.mod.go.jp)）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

# 告示

## 埼玉県告示第千三百十三号

埼玉県土地利用基本計画を令和五年十一月二日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更

農業地域	変更した地域区分		
	日高市	所沢市	変更した地域が所在する市町村
	縮小	拡大又は縮小の別	
	三十六ヘクタール	二十九ヘクタール	変更部分の面積

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕



- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県自動車税（種別割）等コンビニエンスストア等収納代行業務委託  
3,768,416件
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課納税・管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番  
1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号
- 5 落札金額  
66.90円（消費税及び地方消費税を含まない）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和5年9月8日

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、埼玉県から寄居町の区域内において行われた彩の国資源循環工場第二期事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

埼玉県北部環境管理事務所

寄居町生活環境エコタウン課

深谷市環境課

小川町環境農林課

東秩父村保健衛生課

#### 二 縦覧の期間

令和五年十一月十日（金）から令和五年十二月十一日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十六号

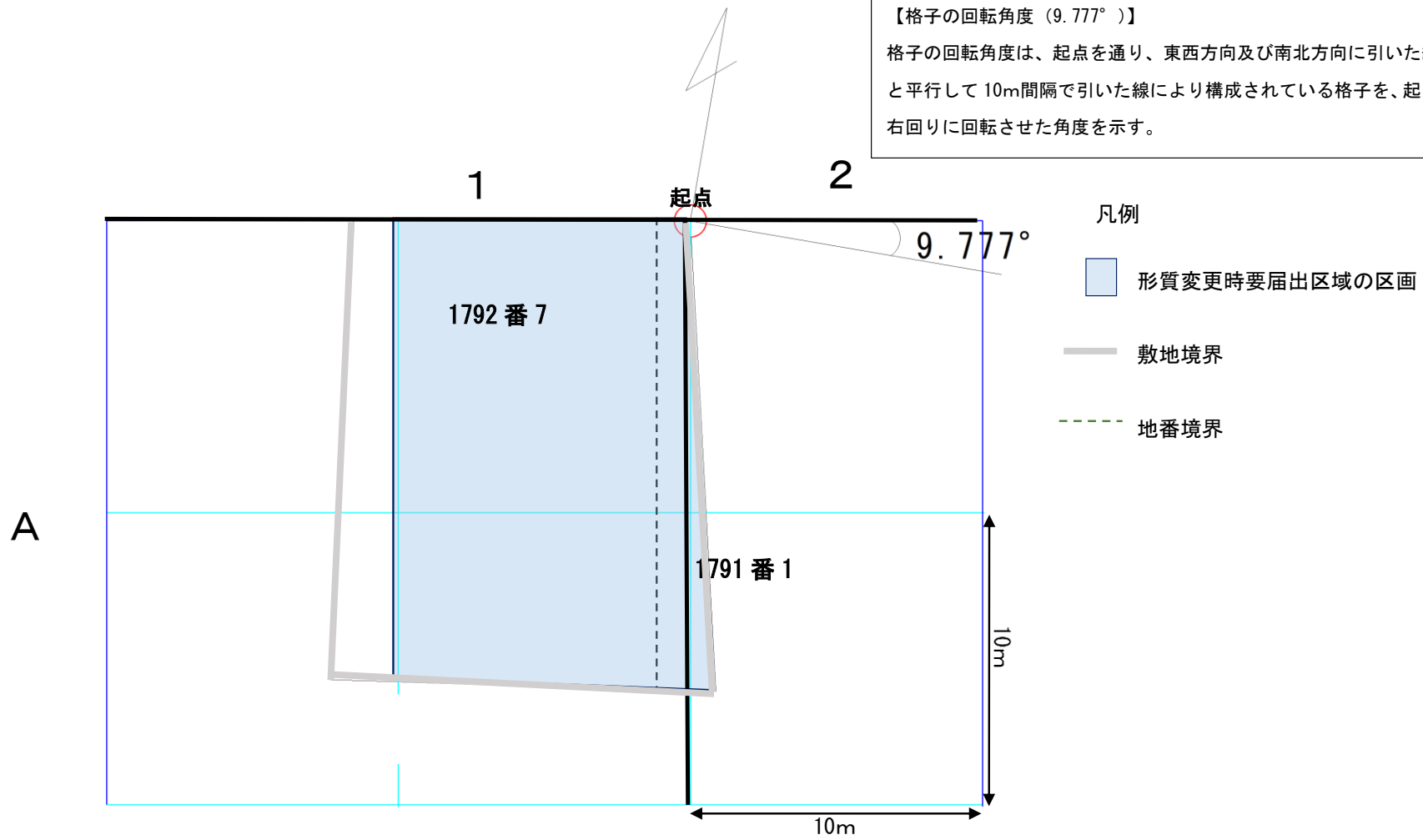
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県和光市白子二丁目千七百九十一番一の一部及び千七百九十二番七の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

【起点】は、和光市白子2丁目1791番1の一部の最北端とする。  
【格子の回転角度(9.777°)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

彩の国映像情報発信システムサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年9月14日

4 落札者の氏名及び住所

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町5丁目1番地1

5 落札金額

135,960,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年8月4日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安戸・田宮土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	田中 均	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚三百七十七番地
同	風見 文男	同 同 才羽千九百十一番地
同	日下部 敏男	同 同 同 才羽千九百十一番地
同	日下部 一義	同 同 同 佐左エ門千七百七十五番地
同	日下部 行雄	同 同 同 本島二千六百七十六番地
同	鈴木 正弘	同 幸手市大字戸島千九百五番地
同	鈴木 正弘	同 春日部市不動院野百十番地
監事	柴村 一孝	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根二十番地
同	堀江 清吉	同 幸手市大字戸島四百一番地
同	宮野尾 政子	同 北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目十六番十八号
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	新井 和夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島二千七十五番地二
同	風見 文男	同 同 同 才羽千九百十一番地
同	張ヶ谷 一郎	同 同 同 本島二千三百四十一番地
同	金久保 昭二	同 同 同 佐左エ門千二百三十二番地
同	日下部 行雄	埼玉県幸手市大字戸島千九百五番地
同	榎原 敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	田中正俊	同 北葛飾郡杉戸町大字並塚五百八十番地
同	赤沼 正夫	同 同 同 堤根五十三番地
同	堀江 清吉	同 幸手市大字戸島四百一番地

# 告示

## 埼玉県告示第千三百十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
本庄市児玉町蛭川字柳町八百八十二番	田	二、六九六・〇〇
本庄市児玉町金屋字念仏塚八百十三番一	田	二、二五五・〇〇

二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十二条第一項第一号に該当。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
本庄市児玉町蛭川字柳町八百八十二番	令和六年三月三十一日	十年	一〇万七千八百四十円
本庄市児玉町金屋字念仏塚八百十三番一	令和六年三月三十一日	十年	六万五千三百九十五円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ 提出期限

令和五年十一月二十四日

ロ 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）



- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百二十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県本庄市児玉町稲沢字裏ノ山四八六番、字中ノ西耕地五一七番

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 施行者の名称

寄居町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画道路事業三・四・二十二号男衾駅東口通り線及び三・四・二十一  
号南側上町通り線

### 三 事業施行期間

令和五年十一月十日から令和十一年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### イ 収用の部分

埼玉県大里郡寄居町大字富田及び赤浜地内

#### ロ 使用の部分

なし

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 河川の名称

荒川水系一級河川南小畔川

### 二 廃川敷地等が生じた年月日

令和五年十一月十日

### 三 廃川敷地等の位置

埼玉県川越市大字笠幡字台田六百十九番十五、同市大字笠幡字賀嘉良六百二十七番二十七、同市大字笠幡字賀嘉良六百二十八

### 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

六一・三九平方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

蓮田都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、蓮田市都市整備部都市計画課、白岡市都市整備部街づくり課

### 四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千三百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

蓮田都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

埼玉県蓮田市大字高虫字正御地、字高都原及び字前野の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、蓮田市都市整備部

都市計画課、白岡市都市整備部街づくり課

四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

加須都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市都市整備部  
スーパーステイ推進課

### 四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

加須都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市都市整備部  
スーパーステイ推進課

四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

深谷都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市整備部都市計画課

### 四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

本庄都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市整備部  
都市計画課

### 四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

本庄都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

寄居都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、寄居町都市計画課、  
深谷市都市整備部都市計画課

### 四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

児玉都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、美里町建設課、本庄市都市整備部都市計画課、神川町建設課、上里町まちづくり推進課

### 四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

北川辺都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市都市整備部  
スーパーステイ推進課

### 四 縦覧期間

令和五年十一月十日から令和五年十一月二十四日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により日高市から川越都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕



# 告 示

## 埼玉県告示第千三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により和光市から和光都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により所沢市から所沢都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
朝霞市大字下内間木字散在 一五〇五番地先から同市大 字下内間木字散在一五〇五 番地先まで		区 間
三六・五二〇 四二・〇三	三六・五二〇 四四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
五七・五六		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 本庄妻沼線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	熊谷市永井太田字西浦九九一番二地先から 同市永井太田字高城一三九五番二地先まで	区 間
一一・〇七〇七〇三二・一九	七・二五〇一一・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	三八〇・〇〇	延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	本庄妻沼線
供用開始の区間	熊谷市永井太田字西浦九九一番二番地先から 同市永井太田字高城一三九五番二地先まで
供用開始の期日	令和五年十一月十日
備考	令和五年十一月十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三八〇・〇〇メートル



## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 新堀尾島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">熊谷市永井太田字間の道一二九三番一地先から 同市永井太田字西浦九八三番一〇地先まで</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">一一・五五〇一五・五〇</p>	<p style="text-align: center;">七・六九〇一二・〇〇</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">一七〇・〇〇</p>		<p style="text-align: center;">延 長 (メートル)</p>
		<p style="text-align: center;">備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	新堀尾島線
供用開始の区間	熊谷市永井太田字間の道一二九三番一地先から 同市永井太田字西浦九八三番一〇地先まで
供用開始の期日	令和五年十一月十日
備考	令和五年十一月十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一七〇・〇〇メートル

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	児玉町蛭川普濟寺線
供用開始の区間	深谷市榛沢字沖田三三〇番四地先から 同市榛沢字沖田三三二番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和五年十一月十日
備考	平成二十四年七月二十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第二十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始 である。 延長二四三・三五メートル

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年十一月十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 一 日時

令和五年十一月十七日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 県議会令和五年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他